

専修学校教育に対する財政措置の在り方等に関する論点整理
～国と地方の財政上の役割分担等について～

平成22年8月

専修学校振興における財政措置の
在り方等に関する調査研究協力者会議

(1) 国固有の施策・地方固有の施策	p14
(2) 全国レベルの施策・地域レベルの施策	p15
① 基本的な考え方	p15
② 全国レベル・地域レベルの分担等を考える上で特に留意すべき専修学校の特性	p16
ア) 設置認可・監督を行う行政権限の所在、所轄庁の事務体制	p16
イ) 課程の別による事情の相違（都道府県域を越えた生徒移動の多さ等の違い）	p16
ウ) 教育課程の自由度の高さ・教育内容の多様さ、評価の難しさ（職業教育の評価システムの現時点における不在）	p17
エ) 学校・生徒の大都市圏への偏在、小規模校の多さ、地域レベルの教員コミュニティの不在	p17
オ) 産業政策、雇用政策等との関わりの深さ	p18
③ 全国レベル・地域レベルの分担に関する基本的な整理	p18
【課程別の分担】	
【機関助成における分担】	
【個人助成における分担】	
【その他】	
(3) 地方で担うべき事業の経費に対する税財源の確保等	p19

III これからの専修学校教育の振興等のための事業の展開

1. これからの専修学校教育の振興等を考える上で重視すべき背景	p20
(1) 国際的な環境の変化と我が国の高等教育	p20
(2) わが国における産業構造・就労構造の変化と企業・働く人々、若者、家庭、学校への影響	p21
① 企業・働く人々への影響	p21
② 若者への影響	p22
③ 家庭への影響	p23
④ 学校への影響	p24
2. 重点的に取り組むべき喫緊の施策	p25

IV 当面の実施施策に係る役割分担

《国において推進・実施すべき事業》

《都道府県による実施が望まれる事業》

(1) 国固有の施策・地方固有の施策	p14
(2) 全国レベルの施策・地域レベルの施策	p15
① 基本的な考え方	p15
② 全国レベル・地域レベルの分担等を考える上で特に留意すべき専修学校の特性	p16
ア) 設置認可・監督を行う行政権限の所在、所轄庁の事務体制	p16
イ) 課程の別による事情の相違（都道府県域を越えた生徒移動の多さ等の違い）	p16
ウ) 教育課程の自由度の高さ・教育内容の多様さ、評価の難しさ（職業教育の評価システムの現時点における不在）	p17
エ) 学校・生徒の大都市圏への偏在、小規模校の多さ、地域レベルの教員コミュニティの不在	p17
オ) 産業政策、雇用政策等との関わりの深さ	p18
③ 全国レベル・地域レベルの分担に関する基本的な整理	p18
【課程別の分担】	
【機関助成における分担】	
【個人助成における分担】	
【その他】	
(3) 地方で担うべき事業の経費に対する税財源の確保等	p19

III これからの専修学校教育の振興等のための事業の展開

1. これからの専修学校教育の振興等を考える上で重視すべき背景	p20
(1) 国際的な環境の変化と我が国の高等教育	p20
(2) わが国における産業構造・就労構造の変化と企業・働く人々、若者、家庭、学校への影響	p21
① 企業・働く人々への影響	p21
② 若者への影響	p22
③ 家庭への影響	p23
④ 学校への影響	p24
2. 重点的に取り組むべき喫緊の施策	p25

IV 当面の実施施策に係る仕分け

《国において推進・実施すべき事業》

《都道府県による実施が望まれる事業》

【解説】専修学校制度について

◎ 専修学校とは

- 専修学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とする教育施設であり、実践的な職業教育を実施して、多岐にわたる分野の専門人材を養成している。

◎ 専修学校制度創設の経緯

- 専修学校制度は、従来の各種学校のうち一定の規模・水準を有するものを「専修学校」と位置付け、その教育の振興を図ることをねらいとして、昭和51年1月に創設された。
 - * 専修学校制度ができる以前の学校制度は、小・中学校、高等学校、大学など、学校教育法第1条に定める「学校」(いわゆる1条校)の制度と、「学校」の教育に類する教育を行う各種学校の制度からなっていた。入学資格、修業年限、教育課程、教員資格などいろいろな面で体系立った1条校の制度とは異なり、各種学校には、さまざまな目的・形態の教育施設が含まれ、それらがすべて一括の制度で取り扱われていた。このような状況は、各種の教育施設に対する振興策や、卒業生の待遇などに適切な措置を講ずる上で障害となっていたため、各種学校の制度はそのままに、さらに「専修学校」の制度を設け、1条校以外の教育施設で一定の要件に当てはまるものをこれに位置付けて、振興の対象としたものである。

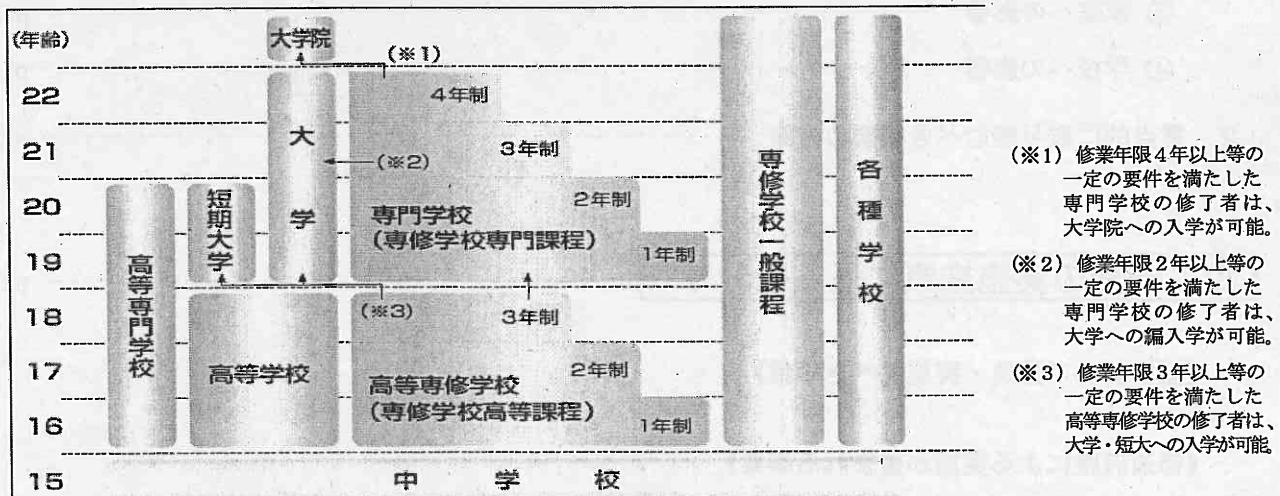
◎ 専修学校の3つの課程

- 専修学校に置かれる課程は、入学資格等の違いにより、「高等課程」、「専門課程」及び「一般課程」の3つに分けられる。高等課程を置く専修学校は「高等専修学校」と、専門課程を置く専修学校は「専門学校」と称することができる。



◎ 専修学校の学校制度上の位置付け

専修学校は、学校教育法第1条に定める「学校」ではないが、一定の要件を満たす専修学校（高等課程・専門課程）の修了者には大学・大学院への入学・編入学資格が認められるなど、1条校との接続も担保されおり、我が国の学校体系の一翼を担っている。



◎ 専修学校の設置認可

- 専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などについて一定の基準を満たしている場合に、所轄庁である都道府県の認可を受けて設置される。専修学校の設置基準等は、1条校に比べ緩やかなものとなっており、より柔軟な設置が可能となっている。

はじめに

- 専修学校制度は、昭和51年の学校教育法改正により、従来の各種学校のうち、職業に必要な能力の育成等を目的として組織的な教育を行うものに「専修学校」の位置付けを与え、これを振興の対象とするための制度として創設された。
- 以後、専修学校は、基本的には学生・生徒の納付金と関係者からの寄附金等で運営される私立の学校を中心として、より自由度の高い制度の特性を活かしながら、一定の公的支援も受けつつ、その発展を遂げてきた。平成21年5月現在、全国約3,350校の専修学校に、約62万人の学生生徒が学んでおり、我が国学校教育における職業人材育成の中核としての役割を、専修学校教育が果たすに至っている。
- これら専修学校の教育に対する助成措置については、各地方公共団体ごとに実情が異なる面も大きいが、多くの県が運営費補助等の機関補助を行うなど、所轄庁である都道府県の私学担当部局により担われるところが大きい。
同時に、国においても、税制上の優遇措置や、奨学金の貸与、関係団体が行う教員研修事業への補助、施設設備に対する融資など、専修学校の特色を生かした発展を図るための振興策を逐次進めており、さらに、大型施設設備費の補助や、各種事業の委託など、国から専修学校設置者（学校法人・準学校法人）に直接資金を交付する機関助成の措置も、限定的ながら実施している。
- このように、専修学校教育に対しては、地方と国のそれぞれが財政措置を講じているが、とりわけ近年では、グローバルな規模での人材競争が激しさを増し、国家レベルでの雇用・人材戦略の重要性が大きく指摘されるようになっている。すなわち、我が国経済社会の発展のためにも、様々な分野に厚みのある人材層を形成していくことがより強く求められるようになっており、国の政策を推進する上でも、専修学校における職業教育機能を充実させる必要性が高まっている。
一方、政府においては、現在、地域主権立国の推進を目指し、地方にできることは地方に委ねる観点から、国の事業の全般的な見直しを進めている。特に、専修学校に関しては、都道府県が設置認可や指導監督を行っており、その振興に係る事業も、国が実施するより、都道府県に委ねる方向で見直した方がよいのではないか等とする意見もある。
- 本調査研究は、以上のような状況を踏まえ、専修学校関係施策の効率的・効果的な展開に資するため、平成22年7月の生涯学習政策局長決定に基づき、専修学校振興のための財政措置の在り方等について研究するものであり、主として国・地方の財政上の役割の明確化等の観点から、必要な検討を進めてきた。
調査研究の実施に当たっては、教育行財政、経済学等の関連分野の研究者や都道府県の行政関係者のほか、専修学校の経営者・教員、産業界の関係者などの有識者等の協力を得て検討することとされた。
- 調査研究においては、これまでに4回にわたる協力者会議を開催し、もとより専修学校教育への公費助成がなぜ必要なのか、当面求められる財政措置を国と地方がどう分担して担っていくか等を中心にして議論を進めてきたが、このたび、現時点における検討の成果をとりまとめ、論点整理として報告することとしたものである。
- 国及び地方公共団体においては、これを参考として、専修学校教育のより一層の振興に向け、効率的・効果的な財政措置の展開を図るよう、要請したい。
同時に、各専修学校においても、国民・住民の税金を原資とする公費助成の対象となる機関として、その責任を自覚しつつ、教育活動等の一層の充実に努め、社会の期待に応えていくことを期待したい。

I 専修学校教育における私費負担と公費負担の関係等

～ 専修学校教育に対する助成はなぜ必要なのか ～

1. 専修学校教育費の私費負担と公費助成等

(専修学校教育に係る費用の設置者による支弁、学習者による負担)

- 専修学校の多くは、私立の学校として設置され（全3,348校中の3,133校（93.6%））、その運営に要する費用は、当該学校の設置者たる準学校法人等の支弁するところとなっている。私立専修学校の設置者は、その収入を、教育活動の実施や教育条件の整備のための支出に充てることにより、当該専修学校の経営を成り立たせている。この場合における収入源は、関係者からの寄附金や、資産運用・売却益、他事業からの収益など多岐にわたるもの、その大部分は、学生生徒からの納付金に依存しており、学校法人・準学校法人の専修学校部門における全消費収入のうち、学生生徒等納付金が占める割合は、平成19年度において84.2%に上っている^{*1}。

(専修学校教育への公費助成をめぐる背景)

- 同時に、私立学校の収入については、国や地方公共団体からの補助金等によってもその一部が賄われている。平成19年度には、学校法人・準学校法人の専修学校部門における全消費収入のうちの1.7%が、国又は地方公共団体からの補助金収入となっている。ただし、この割合は、高等学校部門では35.1%、大学部門では10.5%、短期大学部門では11.7%となっており、他校種と比較すると小さな目に止まっている^{*1}。
- 専修学校は、学校教育法第1条に規定する学校（いわゆる1条校）に比べれば、設置基準等による縛りが緩く、より自由度の高い学校種としての特性を有している。このことは、学校のつくりやすさ、カリキュラム編成の柔軟さなどの面で、他校種にはないメリットをもたらす一方、学校種全体としての質の担保といった面では、ネックともなる。
専修学校については、このような制度特性ゆえに、従来から、必ずしも1条校と同様の公費投入先とはなりにくかった状況も見られ、一定の公費投入は行われるもの、その対象・規模はより限的なものに止められてきた。
- さらに、現下の財政状況はいよいよ厳しさを増しており、政府においてはあらゆる分野で聖域なき歳出の見直しが行われている。いかなる公費投入にあっても、真にそれが必要かどうかを、これまで以上に厳しく問われることとなる。
- 一方、我が国経済社会がその活力を維持し、国際的な競争力を高めていく上では、教育に対する投資はますます重要となる。とりわけ、現下の厳しい経済・雇用動向を踏まえ、職業教育の中核である専修学校教育が、より一層の社会的役割を果たすようにとの期待も高まっている。

(本章における検討課題)

- 以上を踏まえ、本章においては、まず、財政措置の在り方等に関する検討の端緒として、そもそも専修学校教育に対する公費投入はなぜ必要なのか、国・地方のいざれがその主体となるか以前に、専修学校教育への助成等がいかなる理由により正当化されるのかについて、改めて考え方の整理を行うこととした。
- なお、教育に対する公費助成としては、学校設置者に対する機関助成とともに、学習者個人に対し学費等の経済的支援を行う個人助成も重要である。

*1 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」。なお、これら補助金収入を学生生徒1人当たりで比較すると、専修学校部門では1人当たり2.3万円であるのに対し、高等学校部門では35.7万円、大学部門では16.7万円、短期大学部門では17.4万円となっている。（参考資料p10）

特に、後期中等教育段階では、平成22年度からいわゆる高校実質無償化の制度も導入されており、教育費については、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けられるよう、社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくことが求められている。

- これらを踏まえ、本章における検討においては、機関助成と個人助成の双方を公費助成の両輪とみなし、これらのいずれをも重視しつつ、専修学校教育にこれらを適用・配分することの必要性・妥当性について改めて確認することとした。また、数の上では少數であるが、国や地方公共団体などが、自ら国公立の専修学校を設置して、その運営に係る費用を負担することもあり、このような形の公費投入についても一応の視野に入れることとしている。

次節においては、このような専修学校に対する公費投入の正当性について、1条校における正当化理由の説明も参照しながら、検証する。

2. 公費投入の正当化理由

(1) 学校教育への公費投入に関する一般的な正当化理由と専修学校

①学校教育一般における正当化理由

- 学校教育に対する公費投入については、学校段階・学校種による事情の違いもあるが、一般的には、下のように、社会全体に及ぼす外部経済効果などその公益性（公共財¹としての性質）等を根拠として、あるいは教育の機会均等等の観点から、その正当性が語られている。これらの正当化理由に基づき、学校設置者に対する経常費補助や競争的資金による助成、学生生徒等に対する就学支援措置などが、従来より行われてきている。

ア) 公共財¹としての性質をもつ教育が及ぼす外部経済効果

i) 人的資本形成のための社会的投資の要請

* 教育の恩恵は、学習者本人に止まらず、広く社会に及ぶものであり、その水準の維持・向上は社会全体にとっての関心事項である。

→ 学校教育の実施やその条件整備に必要なコストは、学校設置者（ひいては学習者）のみに負わせるのではなく、公費による助成を行い、その教育の水準向上に向けた条件整備を進めていくことが、より質の高い人的資本の形成につながり、社会全体の利益にかなう²。

*1 「公共財」の用語は、厳密には「非競合性」と「非排除性」を併せて有するもの（「純粹公共財」）を指すものであるが、本論では、「非競合性」と「非排除性」のいずれか一方のみを有する「準公共財」も、広義の「公共財」の一部に位置付けて論じる。「非競合性」とは、「誰かが消費し、あるいは利用してしまうと、他の者は消費・利用できない」という意味での競合性を有しないという性質、消費者あるいは利用者が増えても追加的な費用を伴わない性質をいい、「非排除性」とは対価を支払わない者を便宜享受（ただ乗り）から排除できないという性質をいうものである。

これらの性質を併せもつ「純粹公共財」としては、政府における外交や防衛などが典型例として挙げられる（国民のうちの特定の集団が政府の外交政策や国防の利益を受けないように排除することは困難であり、また、当該集団を排除しなくともそれによって追加的な費用が発生しないことが多い）ほか、無料で一般の利用に供される橋、道路などがこれに近いとされる。

学校教育については、義務教育のようにすべての国民に無償で提供されるもののほかにも、限られた収容定員の中で、授業料等の対価を支払った者のみに提供され、個々の学生生徒が将来所得の増加等を期待してその対価を支払っているもの、公費と私費の混合によりその費用が賄われているものが一般的に見られる。ただし、こうした形の学校教育についても、実際の収容人数が1人増えることによる追加費用は小さく、また、その効果としては、社会全体に及ぶ外部効果も大きくて、当該社会の構成のうち特定の者のみをこの効果から除外することは困難である（この点での「非競合性」は有している）。こうした意味において、学校教育一般については、仮に「公共財」そのものではなくとも、少なくとも広義の「公共財」としての一定の性質は備えているものとみなすことができる。

*2 例えば、我が国の学生1人が大学などの高等教育を修了するためには、約232万円の公的な支出が必要であるのに対し、それが社会にもたらす経済的効果（税収増や失業給付の抑制など）は約475万円となるという試算もある[文部科学省「平成21年度教育改革の推進のための総合的調査研究～我が国の教育投資の費用対効果分析の手法に関する調査研究～」]。

ii) 最適規模の需要喚起の要請

* 教育サービスの供給を市場のみに委ねた場合、学習者個人は、自己の受益に見合う分の教育投資しか行わないため、これを超える需要が生じず、外部効果も含めた社会にとって最適規模のサービスが供給されずに終わる。

→ コスト以下の供給により、教育サービスへの需要を喚起し、国民を教育機会へ誘導するとともに、その供給の総量の増加を図ることが、社会全体としての効用を高めることになる。

イ) 教育の機会均等の理念

* 誰もが、自己にあった適切な教育機会にアクセスできるようにすることが、社会全体としての潜在的能力の損失回避につながる。教育を通じての社会的移動を可能とすることが、社会の健全性を高める。

→ 活力ある社会の維持等のためにも、家庭の所得や、住んでいる地域等にかかわらず、すべての人が、ひとしく、その能力に応じた教育の機会を与えられることが重要となる。

→ 修学上の経済的負担軽減のための個人助成や、地域の教育資源としての学校の維持・運営のための財政措置が必要となる。

② 専修学校における正当化理由

- 次に、これらの理由付けが、専修学校教育への助成等についても、同様に主張し得るかが問題となる。専修学校については、より自由度の高い学校種として、いわゆる1条校とは前提を異にする部分もあるが（、そうであってもなお、あるいは、そうであるからこそ）、以下に見るように、その教育が、公共財としての性質を有し、あるいは、教育の機会均等のための受け皿としての相応の役割を果たす側面も、少なくないと考えられる。

以下、ア)においては、まず、専修学校教育が社会で果たしている役割等の確認として、専修学校がどのような学生生徒を受入れ、どのような教育を行い、どのような人材を輩出しているのかについて概観する。その上で、イ)においては、①で見た助成等の正当化理由のそれぞれが、専修学校にも適用可能であることについて検証する。

ア) 専修学校が果たしている役割等

i) 多様な学生生徒の受入れ

- 専修学校高等課程（高等専修学校）については、高等学校に比べ、その学校数・生徒数の規模は小さいながらも、中学卒業時点で職業に対する目的意識を持った生徒を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供するなど、特色ある教育を開拓している。
また、不登校や中途退学を経験した生徒も積極的に受け入れ、これら生徒の自立を支援する機能を果たしてきており、高等専修学校の入学者の半数以上が、中学校卒業直後の入学ではなく、それ以後に入学した者となっている¹⁾。

- 専修学校専門課程（専門学校）については、専門性を身に付け、確実に就職したい若者たちのニーズを汲み取ることにより大きく発展してきており、高等学校卒業後の約2割の生徒が進学するなど、高等教育段階の進学先としては、今や、大学（学部）に次ぐ2番目に大きな受け皿となっている²⁾。

*1 平成21年度（5月1日まで）における専修学校高等課程への入学者のうち、前年度末に中学校を卒業した者（高校との併修者を含む。）が占める割合は45.8%（7,546人/16,473人）に止まっている、さらに、技能連携等による高校との併修者を除くと、その割合は16.9%（2,777人/16,473人）となっている[平成21年度学校基本調査]。（参考資料p11）

*2 平成21年度学校基本調査。（参考資料p12・13）

また、全体としては、大都市圏への集中が進む一方、地方に所在する専門学校は、地元で進学したい（さらに可能なら、卒業後も地元で就職したい）と考える若者たちにとっての、貴重な進学先を提供するところとなっている。全国の専門学校の学生のうち 32.0% (17.7万人/55.3万人) は首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の学校に、16.4% (9.1万人/55.3万人) が近畿圏（大阪府・京都府・兵庫県）の学校に在学しているが、大学では、この割合が首都圏で 40.6% (115.6万人/284.6万人)、近畿圏で 17.9% (50.9万人/284.6万人) となっており¹、大学に比較すれば、専門学校はなお、地方の教育資源としての性格をより強く残している傾向がうかがえる。

- 他方、大学等を卒業した後に専門学校に入学した学生も約 2 万人おり、専門学校入学者全体に占める割合は 8.3% となっている²。
- このほか、専修学校における社会人の受入れ状況として、平成 20 年度の私立専修学校の社会人入学者数は、高等課程で約 5 千人、専門課程で約 4 万 4 千人、一般課程で約 1 千人となっており、さらに、附帯事業（公共職業訓練の委託訓練等をはじめとする短期プログラム）を含めた受入れ総数は、約 7 万 8 千人となっている³。
- なお、専門学校の学生については、4 年制大学等に比べ、両親の年収の低い家庭出身の学生が多いことを示す調査結果も報告されている⁴。

ii) 社会の要請に応える実践的な職業教育

- 専修学校は、その制度的自由度を活かし、実務家教員等を数多く配した教員組織による実践的な知識・技能の指導⁵を行い、その成果として、職業資格の取得・検定合格、学んだ分野に関連する分野への高い就職率などの実績を示すことで、就職に直結する教育機関としての一定の評価を得ている。すなわち、専修学校については、設置基準上の取扱い等においても教育課程や組織編制に関する制限が少なく、その変更等の手続きも簡易となっているが、こうした自由度の大きさ、即応性の高さ等の制度特性を活かし、産業界をはじめとした社会の時々のニーズにストレートに応える「実学の学校」として、大きな役割を果たしており、未成熟ながら成長を予感させる新たな産業分野等の人材養成にも積極的に対応してきている。
- 座学だけでは理解しにくい専門的な職業知識、習得しにくい技術について、演習や実習など参加・体験型の授業科目等を通じ、かつ、繰り返しの指導を行うことで、これらを体得させることが、専修学校教育の特徴の 1 つである。また、当該職業で求められる倫理やマナー等の指導も徹底して行われ、そのことが、「働くこと」一般に対する基本的な態度、特定の職業を超えた職業観・勤労観の涵養等の面でも、効果を上げている。
- さらに、資格取得・検定合格や専門分野への就職といった明確な目標を与えられることにより、学習に対する意欲が高まり、勉強の仕方も覚えるなど、専修学校の教育は、「見える教育」を通して学生生徒の自己学習力等の育成の面でも、一定の効果を上げている⁶。

*1 平成 21 年度学校基本調査。（参考資料 p14）

*2 平成 21 年度学校基本調査。（参考資料 p15）

*3 文部科学省専修学校教育振興室調べ。（参考資料 p16）

*4 高校生の進路と親の年収の関連を見た場合、4 年制大学については、両親の年収が上がるほど進学率も上がるのにに対し、専門学校についてはその逆に、両親の年収が上がると進学率は下がる傾向となっている [東京大学大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第 1 次報告」]。（参考資料 p17）

*5 専修学校的教員の約半数（専門課程、高等課程ともに 48%）は、教員として採用されるまでに 10 年以上の実務経験を有しており、専修学校的授業時数の約半分（専門課程で 49.2%、高等課程で 47.4%）は実習又は企業実習の授業により占められている [平成 21 年 3 月 文部科学省専修学校教育振興室調べ]。（参考資料 p18・19）

*6 平成 19-21 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 「専門学校卒業生のキャリアと専門学校教育」研究班等による卒業生調査の結果からは、「専門学校は高校在学時に学習習慣がなかった者に対しても、予習復習の習慣を身につけさせるなどの役割を果たしていた」ことが報告されている。

- なお、在学中の学生の学校に対する満足度についても、専門学校生は、大学生や短大生に比べ概ね高い傾向が見られる¹⁾。

【参考】高校生の進路追跡調査（平成19年9月 東京大学 大学経営・政策研究センター）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲のある学生が多い ・ 自分の興味・関心に合った授業が多い ・ 授業料を払って通うだけの価値がある | <ul style="list-style-type: none"> 大学；51%、短大；66%、専門・各種学校；75% 大学；72%、短大；86%、専門・各種学校；88% 大学；76%、短大；81%、専門・各種学校；87% |
|--|---|
- ※ 数値(%)は、肯定的な回答（「とてもあてはまる」又は「あてはまる」を選択）した者の割合。

iii) 産業・生活の基盤を支える人材の輩出

- 専修学校は、産業界・社会のニーズに柔軟に対応しつつ、様々な分野の職業に直結した教育を行っており、例えば、専門課程（専門学校）では、卒業後に約8割の学生が就職し、その約9割は学んだ分野に関連した分野への就職となっている²⁾。

※ 平成21年3月卒業生のうち就職した者の割合（就職率）は、専門学校では77.7%、大学（学部）では68.4%、短期大学では69.9%となっている。職業教育により特化した専門学校と、卒業後に大学院へ進学する者等も少なくない大学等とでは事情が異なる面もあるが、単純な比較で見れば、専門学校の方が大学等よりも高い就職率を上げている状況が例年見られる³⁾。

- 専修学校は、そこで行われる教育の多様さを反映し、卒業生の就職先も多様な業種・職種にわたっている。これら業種・職種の中には、専修学校が養成の中心を担っているものも少なくなく、産業や国民生活の基盤を支える様々な分野の専門人材が、専修学校により輩出されている⁴⁾。

【参考】国家資格養成における専修学校の占める割合（例）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度に卒業・就職した看護師のうち専修学校卒業者の占める割合 約67% (2.8万人 / 4.1万人) ・ 平成20年度の介護福祉士養成施設入学者のうち専修学校入学者が占める割合 約61% (0.7万人 / 1.2万人) ・ 平成20年の理容師の資格取得者に占める専修学校卒業者の割合 約88% (1.6万人 / 1.9万人) ・ 平成20年の美容師の資格取得者に占める専修学校卒業者の割合 約95% (2.2万人 / 2.4万人) ・ 平成20年度における調理師養成施設の入学定員に占める専修学校の割合 約79% (2.4万人 / 3.1万人) ・ 平成19年度における自動車整備士の資格取得者数のうち専修学校卒業生の占める割合
1級 約92% (439人 / 475人)、2級 約74% (1.0万人 / 1.4万人) |
|---|

- なお、専修学校の卒業生は、大学等に比べ中小企業に就職する傾向が強く⁵⁾、専修学校は、中小企業への人材の供給についても積極的に対応している。

イ) 学校教育一般における正当化理由の専修学校への適用

i) 公共財としての性質に基づく助成

a) 専修学校教育の公共財としての性質

（後期中等教育以降の職業教育の外部経済性に関する考え方）

- 教育への投資が及ぼす公的効果、すなわち教育の外部経済性については、一般には、幼児教育や義務教育等の初期段階の教育においてより大きく見られるものであり、学校段階が上がるに従い、

*1 東京大学大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査(2007年9月第一次報告書)」。(参考資料p20・21)

*2 平成21年度学校基本調査。(参考資料p24・25)

*3 学校基本調査。(参考資料p27)

*4 (参考資料p28~32)

*5 平成20年に新規学卒で入職した者のうち、従業員300人未満の企業に入職した者の割合は、大学・大学院卒で35.0%であったのに対し、専門学校卒では56.0%に上っている[厚生労働省統計部「平成20年雇用動向調査」]。(参考資料p33)

個人の選択財としての性格が強まり、その外部経済性も小さくなるとの指摘がある¹。特に、職業教育については、職業に直結した知識・技術を授けるものであって、これへの投資は個人の将来所得となって回収されるものであること等に鑑みれば、選択財・私的財としての側面がより強いのではないかと言われることもある。

しかしながら、O E C Dによる各国の統計からは、高等教育段階における教育への公的投資に対するリターンも大きいことが示されており、学生1人が大学などの高等教育機関に投資する額に対して、それが社会にもたらす経済的リターン（所得税の増加、社会保障費の低下に伴うものなど）は2倍以上に達するなどの報告がなされている²。

産業や国民生活の基盤となる人的資本の形成や人材競争力の強化が、経済・社会の維持・発展を期する上で不可欠の要素であることは紛れもない事実であり、主要先進国等においても、このような観点から、職業教育に対する公費の投入が、一般的に行われている³。

（人的資本の形成等における専修学校の役割）

- 我が国においても、産業や国民生活の基盤を支える様々な分野の専門人材の養成では、専修学校が中心的な役割を果たしている実態がある。専修学校は、人材需要の規模は小さくとも、継続的に必要とされる専門技術者等の養成に対応しており、地域・産業に必要とされる様々な分野の人材の供給も、これにより維持されている面が大きい。
- また、専修学校は、新規産業等からの新たな人材ニーズにも柔軟に対応し、成長分野等への労働力移動を円滑に進める上でも重要な役割を担っている。学校教育自身の中での機能について見れば、我が国では、学問体系が確立していない分野の職業教育には専ら専修学校が対応しており、ここで の教育実践が、我が国職業教育全体を先導し、その裾野を広げている等の側面も大きい。
特に、カリキュラムの自由度も高く、施設設備等の設置基準も比較的緩い専修学校では、1条校にはない多様な教育を展開可能であり、経済社会のニーズに即応した人材養成を行う上では強みを有していると言える。
- 以上を踏まえれば、専修学校は、単に、学生生徒本人の財産となる職業技術等を育成しているだけでなく、広く社会で必要とされる人的資本の形成等にも少なからぬ貢献を果たしており、専修学校教育の効果は、単に学生生徒本人のみでなく、社会全般に及ぶものと言うことができる。

（若者の自立支援における専修学校の役割）

- ところで、近年における産業社会の複雑化、知識基盤社会の到来に伴い、個々人が職業人・社会人として自立する上で求められる能力は、高度化している。
特に、若者をめぐる状況としては、1990年代以降の就労構造の変化とも相まって、若年無業者やフリーター、早期離職等の問題が深刻化しており、これらの若者を職業的・社会的に自立できるようにしていくことが、社会全体にとっての重要な課題となっている。

*1 たとえば、犯罪の減少、社会支出の減少などの外部効果も含めた教育投資の社会的收益率を各学校段階ごとに比較すると、初等教育の收益率は世界平均で18.9%（日本では9.6%）、中等教育では13.1%（同8.6%）、高等教育では10.8%（同6.9%）となり、初等教育において高いとする研究報告もある（[Psacharopoulos, George and Harry Anthony Patrinos (2002), "Returns to Investment in Education : A Further Update" World Bank Policy Research Working Paper, No.2881.]）。

*2 OECD 「Education at a Glance 2009 : OECD Indicators, Summary of key findings (Japan)」(2009)

1. 経済危機と教育

教育の経済的・社会的効果は大きい。

○ （略）教育投資に対する経済的リターンは高等教育段階で大きい。例えば、（略）男子学生一人が大学などの高等教育を修了するためには、政府はO E C D平均で27,936ドル投資する必要があるが、それが社会にもたらす経済的リターン（所得税の増加、社会保障費用の低下に伴うものなど）はその2倍以上の79,890ドルに達する。

*3 主要先進国等では、職業教育の学校を国公立で運営し、授業料を無料又は低廉にしているところが少なくない（アメリカ、イギリス、フランス、中国）。また、私立の専門学校等が数多く設置されているところでは、これへの機関補助が行われている。（参考資料p35）

○ 若者を、教育から職業・社会へと円滑に移行させ、その自立を支援することは、後期中等教育や高等教育が本来的に担う重要な社会的機能の1つであるはずだが、現在の学校教育全体の状況を見れば、その実態としては、高等学校や大学卒業後に就職も進学もしない者、就職しても早期に離職してしまう者が数多く生まれているなど、学校から職業・社会への移行におけるミスマッチの問題が大きくなっている。

○ このような中にあって、専修学校は、学んだ分野に関連する職への高い就職率など、職業に直結した教育機関として着実な実績を上げてきており、若者の職業的・社会的自立を支援する機関として、多大な貢献を果たしている。

若者の自立をめぐる状況に厳しさが増す中で、専修学校のこのような自立支援機能に対しより一層の期待が集まるようになっており、専修学校が行う職教教育については、こうした観点からも、公益的側面がより強くなってきていていると言うことができる。

b) 公共財としての性質をもつ専修学校教育に対する助成措置

○ 以上を踏まえれば、学校教育については、1条校だけでなく、専修学校の教育にも広い意味での公共財としての公益的な機能が備わっており、人的資本形成等の外部効果に対する期待の下に、専修学校教育への公的投資を行うことは、十分な合理性をもつものと考えられる。したがって、専修学校教育の質の維持・向上を図るとともに、その公共的な機能を奨励・助長する観点から、一定程度の助成を行うことも、正当化が可能である。

→ 対応する助成措置

- 教育の質の維持・向上に向けた条件整備を図る措置
- 社会的ニーズの大きい取組を奨励・推進する措置

〔《例》 運営費・施設設備費等の補助、手法開発等のための研究開発事業、普及等を目指したモデル事業、公益的な取組そのものを推進するプロジェクト事業 など〕

○ また、産業・社会の基盤を支える様々な職種（とりわけ、人材供給が過少となっている、又は、なるおそれのある職種）の養成を維持し、人材供給を維持していくためには、専修学校における多様な職業教育への公的助成を行うことにより、当該教育サービスの供給価格を引き下げ、その需要・供給の総量を増加させることも、妥当な施策となり得ると考えられる。

→ 対応する助成措置

- 学校設置者に対し運営費等の基盤的経費を補助し、学生生徒の就学上の経済負担の軽減を図る措置

〔《例》 運営費の補助 など〕

ii) 教育の機会均等の理念に基づく助成等

a) 教育の機会均等の受け皿としての専修学校

（教育の機会均等の受け皿としての専修学校の現状）

○ 専修学校は、ア) i) でも見たように、現在、1条校と並ぶもう1つの学校教育の機関として、様々な学習ニーズをもつ学習者に対し、多様な教育の選択肢を与える機能を果たしている。また、課程により状況が異なる面はあるが、地域における身近な進学先としても、その役割を期待されている。

（専修学校教育費の家計負担に係る現状）

○ 一方、中卒後・高卒後の身近な進学先となっている専修学校ではあるが、私立学校が殆どを占める等の事情もある中で、これへの就学に伴う保護者等の経済的負担は決して小さくない。

専修学校については、高等課程では2年制以下の学科が半数近く、専門課程では3年制以下の学科が大半を占めており、高等学校や大学（学部）に比べ修業年限が短い分、教育費負担の総額は抑えられるものの、単年度の学生生徒納付金で見れば、高等学校や大学・短期大学（私立）と概ね同水準か、それを超える額の負担を通常求められる¹⁾。

- 一方、専門学校の学生の出身家庭の所得状況を見れば、専門学校の学生は、大学や短期大学の学生に比べ、低所得家庭の出身者が占める割合が高いことを示す調査結果も報告されている²⁾。

b) 教育の機会均等の理念に基づく専修学校教育への助成等

- 生涯にわたり多様な学習機会にアクセスする個々の学習者に対し、その学費等の負担軽減を図るために助成措置を行う場合には、助成対象となる学習機会のいずれもが、常に奨励に値するだけの教育水準を備えていると言えるか、教育の質を保証できない今まで、これを奨励するような措置を行ってよいのかとの観点からの課題指摘もなされやすい。

専修学校については、法令で定められた基準に基づく設置認可等を通じ、一定程度の水準の担保は図られているが、当該基準の縛りは1条校に比べればなお緩やかなものとなっており、その教育の質については、個々の学校ごとにばらつきが大きい面があることも事実である。

- 一方、学生生徒の立場からすれば、学びたい学校がたまたま専修学校という1条校でない学校であったからといって、そのために学費等の支援を受けられなかつたり、1条校より支援が少なかつたりする取扱いは、不平等感を招きやすい面も大きい。若者の実態も多様化している中、「人生前半の社会保障」として、教育支援を必要とする学生生徒の進路の選択肢を確保・拡充し、個人のニーズに応じた多様な学習機会を保障していく観点に立てば、少なくとも振興の対象たる学校種として公的認可も受けている専修学校の学生生徒に対しては、相当の支援を行っていくことが重要である。とりわけ個人補助については、学生生徒本位の立場に立ち、1条校か専修学校かの区別無く、同じ支援を受けられるようにしていくことを目指すべきとの指摘もあり、留意が必要である。
- なお、教育の機会均等の理念の実現を図る上では、家庭の所得等の経済的条件と同時に、住んでいる地方等の地理的条件によっても、意欲ある学生生徒が進学を断念することがないようにしていくことが重要である。

- 以上を踏まえ、産業や社会の基盤を支えることとなる専修学校の学生生徒に対しても、1条校と同様に、修学上の経済的負担軽減のための個人助成が必要となる。さらに、各地方の実情等に応じ、地域の教育資源としての専修学校の維持・運営のための財政措置を講じていくことも要請される。

→ 対応する助成措置等

- 意欲ある者が、経済的理由により就学を断念することがないよう、学習者本人やその家庭に対し支援を行う施策
〔《例》 就学支援金、授業料減免措置、奨学金、教育ローン など〕
- 地域の教育資源たる専修学校教育の運営維持を図る施策
〔《例》 私立学校への運営費補助、公立学校の設置運営 など〕

*1 私立高等学校(全日制)の初年度納付金(実習費その他を除く。)は、全国平均で71.0万円、私立専修学校高等課程では、東京都平均で80.2万円[文部科学省「私立高等学校等の授業料等の調査(平成21年度)」、東京都専修学校各種学校協会「平成21年度『高等課程』学生納付金調査」]。

私立大学等の初年度学生納付金(実習費その他を含む。)は、全国平均で、大学(学部)が145.5万円、短期大学が127.1万円。私立専修学校専門課程では、東京都平均で123.3万円。[文部科学省「私立大学等の平成21年度入学者に係る学生納付金等調査」、東京都専修学校各種学校協会「平成21年度『専門課程』学生納付金調査」](参考資料p36・37)

*2 東京大学大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第一次報告」。(参考資料p17)

(2) 各種政策目的からの教育機関に対する要請

- (1)では、学校教育一般における公費助成の正当化理由が、専修学校教育への助成にも適用できるかの検証を行ったが、学校に対しては、当該学校種における教育の振興等を目的とするものに限らず、より広範な教育政策上の目的から、あるいは、ときに教育政策以外の観点からの要請も含め、さまざまな公的要請が寄せられてきている。次のように多様な政策の実現のために、教育機関が有する機能・資源を活用すること等が、国又は地方の個別政策上の要請に応じて求められる場合もあり、その際には、当該教育機関に対する所要の経費措置も必要となる。

① 特定分野の人材育成等の推進

- * 公的政策において、特定分野の人材養成の量的増大を図ったり、これら人材の資質向上を進めるために教育内容等の充実を図ったりするなど、教育機関における対応が要請されることがある。
→ このような場合において、教育機関における対応を促すため、公費による誘導措置等を行うことも考えられる。

② その他広範な政策目的のための専修学校の機能・資源の活用

- * 公的政策において、教育機関が蓄積したノウハウや、教員、施設設備等の人的・物的資源を活用することで、政策目的の効率的・効果的な実現を図れる場合がある。
→ 教育機関の機能・資源をこのような目的のために活用する場合には、政府の側からの相当の経費支弁が必要となる。

- 専修学校については、様々な公的政策との関わりにおいて、他の学校種以上に深い関わりをもつている場合が少なくない。

カリキュラムの自由度・柔軟性が高く、様々な人材ニーズへの即応性に富む専修学校が、これらの政策的要請に積極的に対応していくことは、経済社会の成長・発展を維持・推進する上でも、特に重要となる。

- これら政策を積極的に推進していくため、また、こうした政策の受け皿となる社会的資源を恒常に維持・確保していくためにも、専修学校に対する公的投資は、重点的・継続的に必要となる。

→ 対応する助成措置

◎ 例えば、

- ・ 人材需要の高い分野等で必要とされる人材の養成等を推進する施策
- ・ 質の高い外国人材（留学生）の受入れ等を推進する施策
- ・ 若者や離職者等の就業能力向上、現職企業人等のスキルアップなどのために、学習機会の提供、学習機会へのアクセス支援等を行う施策
- ・ 特定職種の人材養成機関の教育条件の整備を図る施策
- ・ 他の学校種の教育活動等の充実を図るために、専修学校の教育資源を使った取組の推進を図る施策

など

〔《例》 専修学校等による当該政策目的に適う取組を推進するプロジェクト事業、求職者などの特定対象者向け講座提供等の委託事業、個人に対する又は企業等を通じた教育給付事業、特定職種の指定養成施設に対する補助 など〕

3. 公費助成等の維持・拡大の必要性とそのための条件

- 以上のように、専修学校教育への助成措置等については、1条校と同様の観点から正当化が可能であるが、これまでの実態として、専修学校は少ない公費助成しか受けていなくても、家計による私費負担と設置者の経営努力によって支えられ、相当の水準を維持してきた。
しかしながら、少子化の進展等により、専修学校をめぐる経営環境は厳しさを増しており、経済社会の変化に機動的に対応してきた専修学校が、新たな教育ニーズに迅速に対応していくための余力を失いつつある面も否定できない。
- 我が国においては、従来、職業人材の能力育成に係る費用は、就労前においては家計による学費負担として、就労後においては企業内訓練（OJT）として、その多くが賄われてきた。
しかしながら、近年では、第Ⅲ章でも見るとおり、経済状況の悪化、競争の激化に伴う企業の余裕喪失とOJTの縮小、雇用環境の変化に伴う家計基盤の脆弱化と所得格差の拡大など、従来の費用負担構造を支えてきた前提にも、大きな変化が生じてきている。
- このような中、職業人材育成に係る費用についても、社会全体での負担を充実していくことが、今後より一層重要となると考えられる。専修学校教育に対する公費助成等についても、こうした観点から、維持・拡大を図っていくことが必要である。
- なお、すでに見たように、専修学校教育について1条校と同様の助成を行っていく上では、その質の担保の面でのネックがあることも指摘されている。専修学校教育への公費助成を今後も維持・拡大していくうとするのであれば、専修学校においても、ガバナンスの改善や学校運営の透明性の確保等の課題に積極的に対応し、社会に対する説明責任を果たしつつ、その教育の質への信頼性の向上に努めていくことが不可欠である。

II 専修学校教育の振興等における国と地方の関係

- ～専修学校教育の振興等のための各種施策について、国・地方のどちらがその推進・実施を担うべきか～
- ～地方が実施を担う際、その税財源措置等はどうするか～

1 専修学校教育振興のための財政措置における国・地方関係の現状

(都道府県による専修学校への補助と国による地方財政措置)

- 専修学校に対する助成措置で現在中心となっているのは、都道府県による運営費補助、施設設備補助等の補助金である。都道府県における専修学校補助に係る経費に対しては、国も地方交付税の措置を行い、一定の税財源を確保している。ただし、国の地方財政措置額の規模(平成21年度；34億円)は、都道府県における実際の支出額(平成21年度；124億円)に比べれば僅少となっている¹。

(国による地方向け補助金の不在)

- また、国と地方の関係においては、国が地方向けに特定財源としての補助金等を交付することにより、地方の事務事業を縛り、地方の実態に応じた事業の実施を阻んでいないかという指摘も一般にあるが、専修学校に関しては、一部例外(平成22年度からの新たな施策として国の責任において導入を図ることとした、高等学校等就学支援金の財源の交付)を除けば、現在、地方向けの補助金等ではなく、国の予算・事業を地方公共団体に執行させるような形での国の関与は行われていない。

(国による助成と地方による助成の実質的棲み分け)

- このような状況の下、専修学校教育に対しては、国・地方(都道府県)のそれぞれが、私立専修学校又はその生徒に対し直接的な助成を行っている。地方による助成措置の内容・規模等については、各都道府県ごとによる違いも大きいが、全般的な概況として見れば、国と地方との間では、以下のような事実上の棲み分けがなされている実態が見られる。これらの分担は、必ずしも、国・地方の役割に関する一貫した理念に基づくものではないが、国と都道府県の双方が、「国がやるなら県はやらない」、「県がやれないものを国がやる」との基本的スタンスにより対応してきた結果として、実質的に生じている。

国・地方における助成の概況

① 助成全般

【助成の対象】

- * 国は、専門課程を中心に助成。
- * 都道府県は、高等課程を中心に助成。

② 機関助成

【資金の性質・配分方法】

- * 国は、企画競争によるプロジェクト事業の委託など、重点的経費・競争的資金を配分。
- * 都道府県は、外形的指標(生徒数など)に基づく運営費補助など、基盤的経費を配分。

【補助対象規模(施設設備等)】

- * 国は、専門課程の施設設備整備のうち、IT関連を中心に事業規模の大きいものを補助。
- * 都道府県は、一部の都府県において、事業規模が中・小規模のものを中心に補助

③ 個人助成

【就学支援事業】

- * 国は、専門課程の生徒を対象に、貸与奨学金事業を実施。高等学校等就学支援金に係る経費は国庫負担。
- * 都道府県は、高等課程の生徒を中心に、貸与奨学金事業など、それぞれの実情に応じた就学支援措置を実施。高等学校就学支援金の支給に係る事務も法定受託。

*1 国の財政措置額の規模は、標準団体(県；人口170万人)当たりの単位費用積算額(45,312千円)からの単純試算。都道府県の実支出額は、全国専修学校各種学校総联合会調べ。ともに、日本私立学校振興・共済事業団補助(共済掛金補助)を含む。(参考資料p40・41、p43)

2 国と地方の役割分担に対する都道府県の考え方（アンケート調査より）

（都道府県の考え方に関するアンケート調査結果）

- 専修学校教育への財政措置における国・地方の役割分担に関し、都道府県を対象に行ったアンケート調査結果からは、各種施策の実施を担うべき主体について、都道府県の考え方として概ね以下のような考え方が示されている*1。

【課程別の役割分担】

* 高等・専門・一般の課程別の役割分担としては、

- ・ 高等課程における教育の充実については、「国と地方がそれぞれ担うべき」とする都道府県が多い。
- ・ 専門課程における教育の充実については、「国と地方がそれぞれ担うべき」又は「どちらかというと国が主に担うべき」とする都道府県が多い。
- ・ 一般課程における教育の充実については、「国と地方がそれぞれ担うべき」又は「国と地方のどちらも実施不要」とする都道府県が多い。

【施策の観点別の役割分担】

* 以下の観点からの施策については、「国が主に担うべき」又は「どちらかというと国が主に担うべき」との回答が多かった。

- ・社会人向けの教育の充実
- ・経済成長の牽引役となる産業分野の人材養成の充実
- ・先進的な取組の推進のためのプロジェクト事業等の実施
- ・大規模な施設設備等の整備／小規模な施設設備等の整備
- ・情報化等のインフラ整備
- ・耐震化、アズベスト対策等の施設の安全確保
- ・専門課程生徒に対する修学上の経済的負担軽減措置

* 以下の観点からの施策については、「国と地方がそれぞれ担うべき」又は「どちらかというと地方が主に担うべき」との回答が多かった。

- ・経常費・運営費等の基盤的経費の助成

* 以下の観点からの施策については、「国が主に担うべき」又は「国と地方がそれぞれ担うべき」とするものと、「国と地方がそれぞれ担うべき」とするものとに意見が分かれた。

- ・離職者や若年無業者等向けの雇用促進対策の実施
- ・高等課程生徒に対する就学上の経済的負担軽減措置
- ・専修学校教職員の資質向上のための研修機会の提供

- また、都道府県において施策「(どちらかというと)地方が主に担うべき」又は「国と地方がそれぞれ担うべき」と回答したもの)を実施する場合の税財源に関する考え方としては、「国において所要の予算を確保」し、「補助金などとして都道府県に配分」すべき、又は「専修学校以外にも使える一括交付金などとして都道府県に交付」すべきとする都道府県が、各種施策を通じ、多数を占める。

- すなわち、前節で見たように、現在、運営費等の補助においては、都道府県が国の地方財政措置額を大きく上回る規模の助成を行っているが、アンケート調査結果からは、これら運営費等の補助に加え、様々な観点からの助成措置等を地方が主体となって担っていくことに対しては、都道府県当事者の意向として必ずしも積極的というわけでなく、むしろ国の責任・役割を問う姿勢が強い面をうかがうことができる。

*1 専修学校振興のための財政措置の在り方等に関する都道府県アンケート調査(平成22年6月～7月)」[文部科学省専修学校教育振興室]。(参考資料p44)

3 国と地方の役割と財政措置の在り方

(1) 国固有の施策・地方固有の施策

(国と地方の行政上の役割の違いと財政措置)

- 専修学校行政においては、国と地方とでそれぞれ異なった役割があり、財政措置を伴う施策についても、こうした役割の違いから、国又は地方のいずれかが専ら担うこととなっていく。
- 例えば、専修学校制度は、国が定める法令に基づき運用されており、国は、専修学校が、その教育の質を確保しつつ、それぞれの時代の社会的要請に合った活動を展開していくよう、新たな制度の検討や既存の制度の見直しを恒常的に行っている。制度の検討・見直しに当たっては、関連のデータを集めたり、パイロット的な取組の試行を通じて判断材料となる情報を得たりすること等も必要となる。このように制度立案上必要となるような調査研究等の施策は、制度の改廃に当たる国自身が実施せざるを得ない。
- 一方、専修学校制度においては、都道府県が個々の専修学校を所轄することとされ、設置等の認可や届出の受理、法令遵守等に関する指導など制度の執行は、所轄庁たる都道府県が担っている。こうした中、個々の学校に対する運営費等の補助も、都道府県により実施してきた経緯がある。
- また、専修学校行政における、国・地方の分担として、都道府県間の格差の是正や、国際競争力の強化・国際通用性の維持等に係るものは国が、地域の教育資源としての専修学校教育の機能強化に係るものは地方が担うこと等が想定されるところであり、これらの必要から行われる財政措置についても、国・地方それぞれの役割に応じて担われることとなる。
- さらに、教育水準の維持・向上や教育機会へのアクセス支援に係る各種施策については、全国的視野から必要となるものを国が、地域の視点から必要となるものを地方が担うこととなるが、具体的に、どのような施策を全国的視野から行い、どのような施策を地方の視点に委ねるかは、別途個別の検証が必要となる。

専修学校行政における国・地方の役割

国 の 役 割	都 道 府 県 の 役 割
○ 専修学校に係る制度の制定・改廃	○ 専修学校に係る制度の執行(設置等の認可・届出受理、法令遵守等の指導など) ※ 所轄庁たる都道府県の役割
○ 全国的視野からの専修学校教育の水準の維持・向上、都道府県間格差の是正 ○ 國際社会の中での我が国の専修学校教育の通用性の維持・競争力の強化	○ 域内における専修学校教育の水準の維持・向上 ○ 地域の教育資源としての専修学校の機能強化
○ 全国的視野からの専修学校教育へのアクセスの支援	○ 域内における／地域住民の専修学校教育へのアクセスの支援

(財政措置における国固有の役割と地方固有の役割)

- 以上を踏まえれば、次に掲げるような施策については、国又は地方が、それぞれの固有の施策として担うべき範囲に属するものと捉えることができる。

【専ら国が担うものとして】

- ・ 専修学校制度の立案等に当たり必要な情報を創出・収集するための研究開発事業
- ・ 地方間格差の解消のための措置、全国どこでも等しく対応することが求められる施策領域の措置
- ・ 国際社会の中での我が国の専修学校教育の通用性の維持・競争力の強化のための施策
- ・ その他国家レベル・全国レベルの施策として必要な事業 [→(2)へ]

【専ら地方が担うものとして】

- ・ 地域における教育資源の維持等の観点から行う運営費等の助成
- ・ 地域の教育機会を提供する機関としての公立専修学校の設置運営
- ・ その他地域レベルの施策として必要な事業 [→(2)へ]

(2) 全国レベルの施策・地域レベルの施策

① 基本的な考え方

(全国レベル又は地域レベルでの対応が求められる施策領域)

- 一般に、学校教育における教育水準の向上や就学支援等に係る施策領域においては、特定の地方のみに止まらず、基本的には全国どこの地方であっても、又は殆どの地方において（その内容は別として、何らか）必要とされ、行われることとなるような種類の施策が少なくない（例えば、運営費補助、奨学金、授業料減免など）。
- これらの施策については、当該施策の目的を国家政策レベルで設定するか／地方政策レベルで設定するか、施策の対象範囲を全国規模で取るか／地域規模で取るかにより、国・地方のいずれが担うかが決まることとなる。すなわち、全国レベルで進めるものは国で、地域レベルで進めるものは地方で担うこととなっていく。
- この場合、具体的に、全国規模・全国的視野での対応が求められているものとして何があり、地方規模・地域視点で対応すべきものとして何があるのかについては、専修学校の特性・実態に即しながら、個別に検証していくことが必要となる。

(各都道府県における地域レベルの施策の実施)

- なお、こうした種類の施策の領域において、各都道府県は、基本的には自らの判断により、地方自身が担うべきと考える施策を行っていくこととなる。

(国における全国レベルの施策の推進・実施に当たっての考え方)

- 国における専修学校関係施策の展開に当たっては、国が一括して全国的・広域的に行う場合と、各都道府県ごとにそれぞれ地域規模で行う場合のどちらが効果的・効率的か、地方による対応を国が促進する必要があるか等を、個々の施策アプローチごとに、それぞれ検証することが要請される。その上で、（各都道府県ごとには行い得ない）真に国が担うべき施策に対しては、国として相応の対応を行っていくことが求められる。

② 全国レベル・地域レベルの分担等を考える上で特に留意すべき専修学校の特性

- 専修学校関連施策の実施・推進に当たっての全国レベル・地域レベルの分担や、振興に向けて求められる施策の内容等を考える上で、特に留意すべき専修学校の特性として、以下のような事情を踏まえる必要がある。

ア) 設置認可・監督を行う行政権限の所在、所轄庁の事務体制

【現状】

- ◆ 専修学校については、都道府県（私立は知事、公立は教育委員会）が所轄庁となっており、個々の専修学校の設置運営に伴う各種認可の処分や届出の受理、各専修学校に対する日常的な指導監督は、都道府県が行っている。
- ◆ 都道府県における専修学校行政の事務体制は、各都道府県ごとにも実情は異なるが、多くの場合、必ずしも充実した事務体制が備えられているわけではない。専修学校行政の主たる担当手である私立学校担当部局について見れば、平成21年11月現在、専修・各種学校担当の職員数が1人に満たない県が17県あり、2人未満の都道府県は40府県に及んでいる。
※ このような中、多くの都道府県の私立専修学校担当課は、個々の専修学校との間で、設置等の認可・届出と補助金の交付、経営の指導等以上のかかわりをあまりもっておらず、「私学の自主性の尊重」を旨とすることとされた私立学校行政特有の事情もある中、その教育の内容・方法等の実態についてまでは、必ずしも深く把握し、指導できているわけではない状況もある。

各都道府県における私立専修学校・各種学校事務担当職員の数〔平成21年11月現在〕

平均 1.46 人	職員数 1人未満 ; 17県
	1人以上2人未満 ; 23府県
	2人以上3人未満 ; 3道県
	3人以上4人未満 ; 2府県
	4人以上 ; 2都県

【留意事項】

- ◆ 事務体制については、担当職員が少ないので、取り扱う予算が少ないからという側面もあり、予算が増えれば事務体制も充実することとなる側面もある。
- ◆ ただし、地方公務員の総人件費については、現在全体として抑制の方針下にあり、そのような中で、都道府県の私立専修学校担当部局がどこまでの事務事業を担えるか。
※ 上のような事務体制を前提とした場合には、例えば、教育活動の内容等を評価して経費配分を行うような、専門的な知見を求められる事業の執行は、都道府県には困難な面も大きいのではないか。

イ) 課程の別による事情の相違（都道府県域を越えた生徒移動の多さ等の違い）

【現状】

- ◆ 専修学校には、入学資格・学校段階の別による3つの課程（高等課程・専門課程・一般課程）があり、それぞれの課程には、次のような特性・事情の相違がある。

各学校段階ごとの専修学校教育の特徴¹⁾

〔後期中等教育段階（高等課程）〕

- 入学生の多く[H9年度において84.2%]が都道府県域内からの進学者であるなど、地域を越えた移動が比較的少ない（H9専修学校実態調査）。

*1 (参考資料p46~48)

- 専門教育中心で、(同種の指定養成施設である場合を除けば) 各学校間のカリキュラムの共通性は高くない。
※ 大学入学資格付与校における普通教育など一部共通性の高い部分もある。
- 高校実質無償化の制度の対象として大規模な公費が投入されるようになっており、これに応じた教育の質が問われるところとなっている。

【高等教育段階（専門課程）】

- 入学生のうち都道府県域内からの進学者が少ない[H9年度において47.1%]、卒業後に都道府県域外で就労する者も少なくない[東京都の専門学校卒業生(平成21年3月卒)では30.3%が都外就職]など、地域を越えた移動が多い(H9専修学校実態調査(文部省)・H21.3専門学校卒業者の就職状況調査(東京都専修学校各種学校協会))。
- 専門教育が中心で、(同種の指定養成施設である場合を除けば) 各学校間のカリキュラムの共通性は低い。
- 国境を越えた学生募集が行われて(教育市場がグローバル化してきて)おり、その教育の質について、国際的通用性を求められる。

【成人教育段階（一般課程）】

- 入学生の多く[H9年度において64.9%]が都道府県域内からの進学であるなど、地域を越えた移動が比較的少ない。(H9専修学校実態調査)
- いわゆる受験予備校が相当割合を占める一方、それ以外の学校では専門教育中心で、各学校間のカリキュラムの共通性は高くない。

【留意事項】

- ◆ 他の都道府県からの入学や、卒業後における他の都道府県への就職など、都道府県域を越えた生徒の移動が多い場合には、専修学校が所在する都道府県の公費を当該学校に投入しても、他の都道府県の住民がこれによる利益を得ることとなるなど、都道府県の財政措置における受益と負担の対応を図ることが困難となるのではないか。
- ◆ その他、各課程ごとの特徴に応じて、国又は地方における対応が求められることとなるのではないか。

ウ) 教育課程の自由度の高さ・教育内容の多様さ、評価の難しさ（職業教育の評価システムの現時点における不在）

【現状】

- ◆ 専修学校については、初等中等教育における学習指導要領のような教育内容の基準もなく、様々な分野の学校が多様な教育を行っている。
- ◆ 大学の教育研究におけるピアレビューのような、一般に定着した評価の枠組みは、専修学校教育においては未だ確立していないが、専修学校評価のための第三者評価団体による分野別質保証に向けた取組や、国における「実践キャリア・アップ戦略」の推進等(実践的な職業能力の育成・評価を進める「キャリア段位制度」の導入・普及、専門学校等の教育システムとの連携促進に向けた検討など)、職業教育プログラムの認証・評価の枠組みの整備に向けた動きが、一部で見られるようになってきている。

【留意点】

- ◆ 教育内容の基準も、評価の枠組みもない中で、多様な教育が展開される専修学校に対し、その教育内容・方法の卓越性に応じた経費の配分等を行おうとした場合、当該経費配分に関わる担当部署には、相当程度の専門性を要求されることになるのではないか。

エ) 学校・生徒の大都市圏への偏在、小規模校の多さ、地域レベルの教員コミュニティの不在

【現状】

- ◆ 専修学校については、全国の学校(3,348校)の23.4%(783校)が首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に、12.0%(401校)が近畿圏(大阪府・京都府・兵庫県)に所在している。また、全国の専修学校学生生徒(62.5万人)のうち、31.8%(19.9万人)は首都圏の学校に、16.0%(10.0万人)が近畿圏の学校に在学している¹⁾。
 - ◆ 一部の大都市圏を除けば、地域の中では、各分野ごとの学生生徒数は少なく、同一分野の学校が同一地域内に複数校集積することが起こりにくい。
 - ◆ 個々の専修学校の学校規模を見れば、学生生徒数200人以下の学校が全体の7割(70.0%)を占めるなど、小規模校が多い²⁾。
- ※ 各学校ごとの教員組織も小規模である中で、地域の中では同じ分野の教員の同輩を得ることが難しい(教員が地方を越えて分散し、それぞれの地方の中では孤立している)。

【留意点】

- ◆ 専修学校教育の充実のためには、個々の学校レベル、各地方レベルを越えた、広域的・全国的なネットワークの形成、全国規模の連携組織の活動等を活性化していくことが必要ではないか。

オ) 産業政策、雇用政策等との関わりの深さ

【現状】

- ◆ 国の成長戦略等において、専修学校の機能の活用、専修学校との連携の促進への要請が高まっている。
- ◆ 専修学校は、公共職業訓練の委託における主要な受託受け皿ともなっている(平成21年度緊急人材育成支援事業(基金訓練)の全コースの15.6%(1,030コース/5,046コース)は、専修・各種学校で実施されており、総定員の17.8%(25,375人/105,688人)は、専修・各種学校で受講している³⁾)。

【留意点】

- ◆ 国が、国家戦略の一環として専修学校関連施策を推進・実施することも必要ではないか。
- ◆ 地方が、地域の人材ニーズに応じた計画的な人材養成の推進・実施や、地元企業等への就職の促進等の施策を進めていくことも重要ではないか。

③ 全国レベル・地域レベルの分担に関する基本的な整理

- 以上を踏まえ、全国レベル・地域レベルの分担について、基本的な整理を行えば、概ね次のとおりである。

【課程別の分担】

- ◆ 国の役割は、生徒の広域的移動の多い専門課程の教育振興において、より大きくなるのに対し、地方の役割は、生徒の広域的移動の少ない高等課程・一般課程の教育振興において、より大きくなる。

【機関助成における分担】

- ◆ 機関助成については、課程別分担の考え方について一定配慮しつつも、効果的な経費配分と効率的な事務執行を確保する観点から、特に以下の考え方を基本とすることが適当である。

*1 平成21年度学校基本調査。(参考資料p49・50)

*2 平成21年度学校基本調査。(参考資料p51)

*3 厚生労働省調べ。(参考資料p52)

- ・ 生徒数等の外形的指標に基づく助成などは、所轄庁たる都道府県がよりよくなし得るところであり、運営費補助等の基盤的経費の配分については（高等・専門・一般の課程の別を問わず）、主として地方公共団体（都道府県）の役割と考えられる。
 - ～ ただし、その税財源措置については、国において相当の措置を行う必要がある。
- ・ これに対し、競争的資金の配分等については、採択事業等の選定に当たり、教育内容・方法等の卓越性についての審査を要することとなるなど、専門性を求められるものに關し、国の責任・役割がより大きくなる。
 - ～ 企画競争により全国規模で競わせることが効果的なプロジェクト事業等については、専門課程のみならず、高等課程・一般課程に係るものも含め、国が行うことが適當である。

【個人助成における分担】

- ◆ 個人助成については、課程別の分担に関する考え方も踏まえ、高等課程・一般課程の生徒に対するもの（高等学校等修学支援金を除く）は一義的に都道府県が、専門課程の学生に対するもの（奨学金事業など）は一義的に国が、その役割・経費負担を担うべきものと考えられる。

【その他】

- ◆ ②に見たような専修学校教育の特性に鑑み、全国レベルで進めるべきか、あるいは地域レベルで進めるべきかの観点から、国・地方の役割分担を整理すれば、国が担い、あるいは地方（都道府県）が担うことが適當と考えられる施策として、それぞれ以下のようなものを挙げることができる。

《主として全国レベルの施策により効果的・効率的に対応できるものとして（国の役割）》

- ・ 全国の専修学校で行われている多種・多様な教育活動の中から、特に先進的な取組等を支援したり、その成果を普及したりする事業
- ・ 専修学校教育に関する情報資料の集約・共有化を図る事業
- ・ 専修学校（教員）、企業等の全国的・広域的なネットワークの形成を促進する事業

《主として地域レベルの施策により効果的・効率的に対応できるものとして（地方（都道府県）の役割）》

- ・ 地域の人材ニーズに即した人材養成を推進する事業
- ・ 専修学校と地元企業等との連携を促進する事業
- ・ 専修学校の資源を活用して、地域の中学校・高等学校の教育等への支援を推進する事業

- ◆ このほか、府省間の連携により推進・実施するもの等についても、国の事業として進めることが必要となるものがある。

（3）地方で担うべき事業の経費に対する税財源の確保等

- 地方の役割として地方に委ねられる事業についても、その税財源の確保をどうするかの問題は、国において相当の検討・措置が必要である。必要な場合には、各地方レベルの対応を国が促進する観点から、国の予算により地方の取組に対する助成を行ったり、地方財政措置を行ったりすることが求められる。
- また、国の政策として、地方により進められるべき取組の推進を図る必要がある場合等において、国が、一定期間、普及のための事業等を行うことなども考えられる。

III これからの専修学校教育の振興等のための事業の展開

(本章における検討課題)

- 第Ⅰ章においては、専修学校教育に対する公費投入の正当化理由（専修学校教育に対しても何らかの公費を投入することが正当化可能であること、一定程度の助成措置等が必要であること）について確認した。また、第Ⅱ章においては、こうした専修学校教育への助成措置等を国・地方のいずれが行うべきかについて、専修学校の特性も考慮しつつ、基本的な考え方を整理した。
これらの検討は、専修学校教育への財政措置に関し想定される施策ニーズをもとに、あくまで一般論として論じたものにすぎず、現在における喫緊の政策課題が具体的にどこに所在するかや、様々な政策課題の優先順位等にまで、必ずしも深く踏み込んだものではない。
- 一方、限られた財源の中では、国又は地方のいずれにおいも、様々な施策ニーズの重要性・緊急性等を吟味した上で、より必要性の高い施策に対し重点的な措置を行っていくことが求められている。専修学校振興等のための事業についても、現在の経済社会の状況や、専修学校をめぐる動向を踏まえた上で、これからの施策展開として、どのような課題に重点的に取り組むべきかを具体的に検討していく必要がある。
- このため、第Ⅲ章では、これからの専修学校振興を考えていく上で重視すべき経済社会等の背景について概観するとともに、それらを踏まえ、国又は地方が推進すべき喫緊の課題等を明らかにし、求められる事業等の方向性について提言を行うこととした。

1. これからの専修学校教育の振興等を考える上で重視すべき背景

(専修学校をめぐる経済社会構造の変化等と現在直面する課題)

- 職業教育の中核である専修学校教育に関しては、その振興等を考える上でも、まずは、産業や雇用の動向、企業や働く人々が直面している様々な課題等の状況を捉える必要がある。
グローバル化・情報化等の進展を背景とした国際的な動向や、我が国国内で進んできた経済社会構造の変化、それに伴い現在直面する課題のうち、専修学校教育との関連から特に重視すべきものとしては、以下を挙げることができる。

(1) 国際的な環境の変化と我が国の高等教育

(経済活動のグローバル化と人材競争の激化)

- 知識基盤社会の到来等により技術の高度化や経済のグローバル化等が急速に進展した結果、企業等の活動も世界規模に拡大し、激しい国際競争が展開されるようになっている。我が国企業も、絶えざる革新によって、より付加価値の高い製品・サービスを供給し続けていくことが求められている。企業間の競争は人材の競争ともなり、国内企業における専門人材の技術の向上や、海外からの高度人材受入れへの要請が高まるとともに、多くの日本企業が生産・営業の拠点を海外にも展開していく中で、諸外国との架け橋となり、現地事業の中核を担う外国人材の育成も課題となっている。

さらに、グローバル化の波は高等教育市場にも及び、世界各地の高等教育機関が、国境を越えて優秀な学生の確保を競い合うようになっており、我が国高等教育も、その教育の質への国際的な信頼を確保し、十分な魅力を発信していかなければ、長期的な存立が危ういとの指摘もなされている。

【 専修学校教育に係る課題 】

- 我が国高等教育における職業教育の中核であり、高度な専門技能の養成を中心的に担う専門学校においては、日本の産業・文化の強みを自らの強みとして、国際的にも魅力ある教育を提供していくかが、今後の発展を期する上での1つの大きな鍵となる。
- 専修学校教育についても、国際化への対応、国際競争力の強化を推進していくことが重要な課題となる。

(2) 我が国における産業構造・就労構造の変化と企業・働く人々、若者、家庭、学校への影響

① 企業・働く人々への影響

(企業内教育・訓練の縮小と職業人に求められる知識・技術の高度化)

- 我が国企業等の実情を見れば、総じて厳しい経営環境の中で、人材育成に投資する余裕を失ってきており、企業内における教育・訓練（OJT）が縮小してきた動向が見られる¹。

一方、技術の高度化や経済のグローバル化等が急速に進展した結果、技術革新や情報化のスピードが早くなり、新たな知識・技能が、次の知識・技術に取って代わられ、陳腐化するまでの期間も短くなっている。個々の職業人においては、自らのキャリアを継続していくためにも、より高度かつ広範な知識・技能を修得し、スキルアップを図っていくことを恒常に求められることとなる。

【 専修学校教育に係る課題 】

- 個々の企業人が、企業の外でより自発的に取り組む教育・訓練の意義が相対的に高まり、社会人向けの職業教育の重要性が増大する。
- 専修学校においても、社会人等の学びやすい学習機会を整備すること、現職職業人のキャリアアップのための知識・技術の習得等を可能とする高度かつ質の高い職業教育を提供していくこと等が課題となる。

(雇用の流動化・職業の多様化とキャリア変更を迫られる可能性の増大)

- 新卒一括採用・年功序列・終身雇用といった、我が国企業における従来からの雇用慣行にも一定の変化が生じてきている。大部分の企業では、中核的な人材を中心として長期雇用を引き続き重視しているとの指摘はあるものの、パート・派遣・契約社員等の非正規雇用への依存度も増し、雇用環境はより流動化してきている²。

社会・産業が高度化・複雑化する中にあって、産業構造の変化も急速に進み、新しい分野・職業が次々生まれるなど、職業の多様化も進んでいる。

このような背景の下、個々の職業人においては、その生涯にわたる職業生活の中で、それまでキャリアを積み上げてきた分野とは異なる分野への移行（キャリア変更）を迫られる場面に直面する可能性が増大している。

【 専修学校教育に係る課題 】

- 個々の職業人においては、生涯にわたるキャリア形成を進めていく中で、より深く、幅広く専門性を身に付けることが必要になったり、キャリア変更のために未経験の分野の知識・技能を入門レベルから学び直さなければならないケース等が、より多く生じてくるようになると想定される。
- 専修学校においても、レベル別・内容別の多様な学習ニーズに対応していくことが求められる。

(労働力需給の不均衡)

*1 労働費用（使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用）に占める教育訓練費の割合は、平成18年の調査では0.33%となっており、前回平成14年の調査時（0.28%）よりは改善しているものの、平成3年の規模（0.36%）にまでは回復していない。特に、従業員30～99名の企業では、教育訓練費の割合は、平成7年以降、0.17%～0.18%の低い水準で止まっており、企業内教育訓練の規模の縮小傾向が、中小企業においてより顕著に表れている〔労働省「賃金労働時間制度等総合調査」・厚生労働省「就労条件総合調査〕。（参考資料p54）

*2 労働市場においては、非正規雇用の割合が年々増加し、雇用者に占める非正規雇用の割合が3割を超える等、就業形態の変化が進んでいる〔総務省「労働力調査〕。（参考資料p55）

- 雇用については、すべての業種・職種で一律に厳しいわけではなく、産業構造の変化も背景に、産業間の労働力需給に不均衡が生じている¹⁾。

近年では、技術革新や情報化等の進展により、単純・定型的な業務の需要が減少しているほか、景気停滞の動向を受けた各企業等は、組織や業務の効率化を進め、人材資源の集約や業務の外注化等を図ってきており、管理職や事務職といったホワイトカラーの雇用過剰感も高まっている。

その一方で、専門的・技術的職種については人材の不足感もあり、とりわけ中小企業等においては、景気の良し悪しにかかわらず、恒常的な人材確保難を抱えている。

このような中、成長分野やいわゆる「雇用吸收分野」への人材の流動化を円滑に促進していくことが課題となる。

なお、雇用の動向については、地域の事情も大きく影響しており、各地域ごとの産業の特性や、労働力需要の状況等を踏まえた対応も求められる。

【 専修学校教育に係る課題 】

→ 専修学校には、余剰分野の人材の再教育も含め、雇用吸收分野の人材養成を重点的に進めることが期待される。

→ 専修学校は、地域で学び、地域で就職したい若者の学習ニーズにも応えており、地域における人材養成計画の中で、専修学校の教育機能を有効に活用していくことも重要となる。

（成長分野への期待の高まりと「新成長戦略」の推進）

- 日本の経済成長は、バブル崩壊後の約20年にわたり低い水準に止まっており、この間における国際競争力の低下を示す指標も出されている²⁾。また、最近では、戦後最長の期間にわたる穏やかな拡大を続けてきた我が国の景気が、世界的な金融危機を契機として急速に悪化し、平成20年度には戦後最悪のマイナス成長を経験したところであり、厳しい雇用の基調はその後も継続している。

こうした中、我が国経済を牽引する成長産業の育成・創出が重要な課題となっており、雇用問題の解決と、我が国の産業競争力の強化のためにも、成長分野への労働力シフトを円滑に進めること、これら分野における専門人材の技術を高めていくことへの要請が高まっている。

政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においても、我が国の潜在的成長力を顕在化させるため、雇用・人材戦略の一環としての実践的な能力育成を、成長分野を中心に推進することとしている。具体的には、雇用・人材分野における国家プロジェクトとして、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とした「キャリア段位制度」の導入・普及（日本版NVQの創設）や、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積み上げ方式」の活用、学習しやすい効果的なプログラムの構築等を、専門学校・大学等との連携により進めることとしている。

【 専修学校教育に係る課題 】

→ 各産業分野のボリュームゾーンをなす専門人材の育成は、従前より専修学校によって担わってきた部分が大きく、成長分野の専門人材育成の推進に際しても、専修学校の一層の貢献が期待される。

→ 「キャリア段位制度」の導入・普及や、「学習ユニット積み上げ方式」の構築等に当たっても、専修学校の機能を有効に活用していくことが重要である。

→ 特に、「キャリア段位制度」については、分野別の教育プログラム認証の枠組みなど、職業教育の質保証に向けた自主的取組と連携して進めていくことが必要となると考えられ、専修学校もこうした質保証の枠組みの構築に積極的に参画していく必要がある[④関連]。

*1 厚生労働省「労働経済動向調査」、「職業安定業務統計」]。（参考資料p56～58）

*2 例えば、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中での国民1人当たりの名目GDP（国内総生産）でみた日本の順位は、1993年には1位であったが、1998年には6位、2003年には9位、2008年には19位へと低下している。

※ 雇用対策やキャリア形成支援等のための施策についても、こうした質保証の枠組みの活用により、より効率的・効果的な実施が可能となることが期待される（例えば、公共職業訓練の委託や教育訓練給付の対象講座の指定等に際しての活用など、質保証された教育プログラムへのアクセス支援に係る効果的な施策の展開等）。

② 若者への影響

(若者の職業的・社会的自立をめぐる問題)

- 就労構造の変化は、特に若年層の雇用により直接的・集中的に現れており、60万人超に及ぶ若年無業者（いわゆるニート）、170万人超に及ぶフリーターの存在に象徴されるように、多くの若者が、職業的・社会的自立に困難を抱えている状況がある¹。
15歳から24歳までの若年層における失業率は9.2%にも及ぶほか²、新規学校卒業者の早期離職率も高止まりしており、平成18年には、中学校卒の約67%、高等学校卒の約44%、短期大学・専門学校卒の約43%、大学卒の約34%が就職後3年以内に離職している³。
- 非正規の雇用も若年者において特に多く、平成19年には、15歳から19歳までの雇用者（在学中の者を除く。）の40%、20歳から24歳までの32%が非正規雇用となっており、この年齢層（15歳から24歳まで）における非正規雇用比率は、それまでの20年間に、男性では約6倍、女性では約4倍に増えている⁴。非正規雇用者については、正規雇用者に比べ、計画的な教育訓練を与えられる機会も限られ、キャリア形成の面で不利な条件に置かれやすく⁵、このため、一旦、非正規で採用された者は、そのままの身分に置かれやすいとの指摘もある。
- いわゆる就職氷河期に正社員となれなかった若者も30歳代半ばを迎える状況となっており、こうした若者の安定雇用ができる限り早期に実現できないと、将来の自立はより一層困難となり、我が国の経済活力を維持する観点からも、大きな損失となるおそれがある。

【専修学校教育に係る課題】

- 学校から職業・社会への円滑な移行を保障するためにも、企業・社会で必要とされる人材の養成に対応する専修学校教育の意義を積極的に位置付け、その教育基盤の充実・教育水準の向上のために、必要な対応を図っていくことが求められる。
- 若年無業者やフリーターなど、自立に困難を抱える若者の支援にも、専修学校が積極的に対応していくことが期待される。

③ 家庭への影響

(家庭の経済的基盤の脆弱化と教育費負担の問題)

- 「日本型経営」の見直しと就労構造の変化は、OJTを通じて在職者に対する教育・訓練の多くを担ってきた企業の有り様に大きな変化を生じさせているが、同時に、これら企業が提供する安定雇用と年功序列賃金等によって維持してきた家庭の経済基盤にも、動搖が及んでいるとの指摘がある。
我が国においては、バブル崩壊後の経済の低迷の中で、「相対的貧困率⁶」の上昇等が見られるなど、家計の収入格差が緩やかながら拡大傾向にあるが、このことは、私費負担に多くを委ねてきた我が国の教育費負担の構造の中で、その負担に耐えきれない家庭が増加することを想定させる⁷。

*1 総務省統計局「就業構造基本調査」、厚生労働省「労働職調査（詳細結果）」。（参考資料p59）

*2 総務省統計局「労働力調査」。（参考資料p60）

*3 厚生労働省「新規学校卒業者の就職離職状況調査」。（参考資料p61）

*4 総務省「就労構造基本調査」、「労働力調査」。平成20年度版厚生労働白書。（参考資料p55、62）

*5 総務省「労働力調査」。（参考資料p54、p64）

*6 所得の分布における中央値の40%や50%を基準値としてそれに満たない所得の人の割合を示す。（参考資料p65）

*7 例えば、義務教育段階において、就学援助を受ける要保護及び準要保護児童生徒の数は、平成7年度以降一貫して増加しており、平成20年度の対象児童生徒数（144万人）は、平成7年度（77万人）の2倍近くに達している。
(参考資料p67)

- 新規学校卒業者の就職難など若者にとって厳しい雇用状況が続くと同時に、職業人に求められる能力は高度化しており、個人のライフサイクルにおいては、社会に出るまでに受ける学校教育の期間が長期化している¹⁾。
- 一方、こうした長期にわたる学校教育の教育費を支えているのは主に家計であり、とりわけ、高等教育段階でその負担が、家計に重くのし掛かっている状況が見られる。例えば、子ども2人が私立の高等教育機関(大学)に通っている場合には、勤労世帯の平均可処分所得の1／2超を教育費が占めるところとなっている²⁾。また、子どもの成長段階と家計の貯蓄率との関係では、子どもが高等教育機関(大学)に進学した段階で貯蓄率がマイナスとなっており、それまでに十分貯蓄できる余裕がある家庭でなければ進学を選択肢に入れることすら難しくなる様子がうかがえる³⁾。
- このような現実にかんがみ、教育に対する公的投資については、職業的・社会的自立までの期間の長期化というライフサイクルの変容を踏まえ、「人生前半の社会保障」として充実していくことが求められるところであり、義務教育段階をはじめとした従来からの政策支援の中心領域に加え、高等教育段階までの継続的な支援を強化していくことが必要と考えられる。
- なお、後期中等教育段階については平成22年度から、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けられるよう、高校実質無償化の制度が施行された。同制度において、私立の高等学校等に関しては、就学支援金(標準支給額；年間11.8万円)のみで授業料の平均的な金額(高等学校(全日制)；全国平均35.5万円、専修学校高等課程；東京都平均46.7万円[平成21年度])を賄うことはできないものの、特に、低所得者世帯の生徒に対しては、就学支援金の支給額の増額(標準支給額の1.5～2倍)を行うなど手厚い支援を行っている。これに加え、さらに授業料減免や奨学金等の措置を組み合わせることにより、低所得家庭の生徒の就学上の負担の軽減を図っていくことが、今まで以上に重要となる。

【 専修学校教育に係る課題 】

- 専門学校の学生については、大学等に比べ、低所得層の家庭の出身者によって占められる割合が高い。短い修業年限で職業に直結する教育を行う専門学校が、より速く、確実に就職できる学校として、これらの家庭に強く選好されている実態がうかがえる。
- すべての意志ある者が、経済的理由により進学又は学業の継続を断念することがないよう以し、社会的格差の拡大を抑止するためにも、専修学校の学生生徒(とりわけ低所得層の家庭の出身者)に対する就学支援を充実させていくことが求められる。

④ 学校への影響

(私立学校のガバナンス改善等に対する要請の高まり)

- バブル崩壊後における我が国企業の「日本の経営」の見直しの中では、企業の不祥事を防ぎ、あるいは効率性・収益性を高めるため、企業をどのように統治すべきかという観点から「コーポレート・ガバナンス(企業統治)」に対する注目が高まった。コーポレート・ガバナンスは、透明性、健全性、遵法性の確保、適切な情報開示と説明責任の重視、責任の明確化、内部統制の確立などを要素とし、近年、企業法制等の中にもこの考え方が積極的に取り入れられるようになっている。
- 同様に、私立学校についても、近年の少子化の進展等に伴い、困難な経営状況に直面する学校が増加し、私立学校全体が厳しい競争環境にさらされる中で、学生生徒、保護者等をはじめとし関係

*1 昭和40年から平成21年にかけて、中学校卒業後の後期中等教育機関への進学率は、70%から98%超にまで達し、高等学校卒業後の高等教育機関への進学率も約15%から60%超にまで上昇している[学校基本調査]。
(参考資料p68・69)

*2 平成21年度版文部科学白書。(参考資料p70)

*3 総務省「全国消費実態調査」、平成21年度版文部科学白書。(参考資料p71)

者に対する情報開示や、様々な課題に主体的・機動的に対応していくための体制確保がより強く求められるようになっている。私立専修学校の制度についても、事前規制から事後チェックへという社会全体の動きの中で、設置基準等の基準の緩和が進むと同時に、自己評価の義務化や関係者評価の努力義務化、教育活動に関する情報の積極的開示の義務化などが図られた（平成19年学校教育法及び同施行規則改正）。学校法人制度についても、学校法人の公益性を一層高め、自主的・自律的に管理運営する機能を充実させるための改正が行われている（平成16年私立学校法改正）。

- 加えて、税金の使い道に対する納税者の意識も高まっており、公費が投入される学校に対しては、より大きな説明責任を強く求められるようになっている。

※ このような中、専修学校高等課程（高等専修学校）の全国団体である「全国高等専修学校協会」の制度改善研究委員会では、高等専修学校の生徒が新しい高校実質無償化の措置の対象となったこと等も踏まえ、平成22年7月に、各学校における情報公開の取組についての「申し合わせ（案）」を示した。同協会では、これを参考に、各会員校において情報公開の取組に努めるとともに、協会全体としての最終的な「申し合わせ」の取りまとめに向け、さらに協議を進めることとしている。

※ 文部科学省においても、学校評価や情報開示のガイドラインの取りまとめを視野に、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究」において、専修学校における学校評価と情報公開の在り方等に関する検討が進められている。

【 専修学校教育に係る課題 】

- 専修学校にとっても、教育の質を確保し、社会的信頼を向上させるため、学校評価や情報公開等によるガバナンスの改善が重要な課題となるのではないか。
- 学習者による適切な学習機会選択に資するとともに、専修学校教育の質の確保・向上を図る観点から、各分野における職業教育の認証等に関する自主的な取組を促進していくことが必要ではないか。〔①関連〕
- さらに、個人のキャリア形成を支援するため、教育と職業とのつながりの「見える化」が図られるよう、職業教育・資格枠組みの整備が期待される。国においても、英国の職業能力制度（NVQ）を参考とした「キャリア段位制度」の導入・普及が進められているところであり、教育・訓練プログラムの認証等のための効果的な枠組みを、学校・訓練施設のほか産業、労働等の各界の関係者の連携の下に、構築していくことを目指すことが重要ではないか。
〔①関連〕

2. 重点的に取り組むべき喫緊の施策

- 上記1.の背景を踏まえ、我が国経済社会の成長発展を期す上で不可欠となる人材養成を推進するとともに、専修学校教育のより一層の充実を図るよう、効果的な施策を展開していくことが急務である。同時に、各専修学校が、社会の要請に対応しつつ、その教育水準を向上させていくための条件整備として、運営費等の基盤的経費の充実を図り、経営の安定を確保していくことも重要である。
- 専修学校に関する喫緊の課題に対応するため、重点的に進めるべき施策として、国や地方においては、次の施策に取り組むことを求めたい。

◆成長分野等における専門人材の育成の推進

- * 産業界との連携の促進
- * 主要分野で必要とされる専門人材の養成を進めるための教育プログラムの開発

◆多様なニーズ等に対応した学習機会の整備

*生涯にわたるキャリア形成支援のための学習システムの整備

- ・社会人等の学びやすい学習システムの構築（「学習ユニット積み上げ方式」の構築）
- ・若者の自立支援等のための教育機会の整備
- ・教育と職業とのつながりの見える化（「キャリア段位制度（日本版NVQ）」の導入・普及、専門学校等の教育システムとの連携の促進）

*職業訓練・能力開発関連施策の効率的・効果的な実施

*地域人材ニーズ等を踏まえた人材養成・キャリア支援の推進

- ・地域の教育資源としての専修学校教育への支援
- ・地元企業のニーズに応じた教育の推進、地元企業への就職支援

*専修学校の国際競争力の強化、外国人学生等に対する魅力向上

◆専修学校教育の水準の維持・向上

*専修学校の基盤的経費に対する助成措置の充実

*職業教育の質保証の仕組みの整備

◆学生生徒の就学上の経済的負担の軽減

*授業料減免措置の充実

*奨学金事業等の充実

*高等専修学校の生徒への就学支援金に係る措置の継続

IV 当面の実施施策に係る役割分担

- 第Ⅲ章(2)で示した喫緊の施策を、国又は地方のいずれが実施・推進するかについて、第Ⅱ章で整理した役割分担の基本的考え方沿って仕分けすれば、以下のとおりである。

《国において推進・実施すべき事業》

◆国の制度改正につながる情報を創出・収集するための調査研究として

- ・ 社会人等の学びやすい教育システムの構築（「学習ユニット積み上げ方式」による効果的な学習システムの開発や設置基準の見直し等に向けた調査研究の実施、調査統計データの充実）
- ・ 学校評価・情報公開のガイドラインの策定等に向けた調査研究の実施

◆国家戦略等に基づく全国レベルの施策として

- ・ 成長分野等における中堅専門人材の育成のための教育プログラム開発
- ・ 産業界等との連携による専修学校教育の質確保の仕組みの整備（専門学校等の教育システムとの連携による「キャリア段位制度」の導入、成果の普及など）
- ・ 専修学校教育の質向上のための全国的・広域的なネットワークの形成、情報インフラ等の整備
- ・ 留学生の受け入れ拡大のための留学生支援の推進
- ・ 専門課程の学生に対する奨学金の充実、高等課程の生徒に対する就学支援金の措置の継続

《都道府県による実施が望まれる事業》

◆地域の教育資源たる専修学校に対する基盤的経費措置として

- ・ 運営費補助等の充実（→国による税財源措置の充実が必要）
- ・ 授業料減免を行った学校に対する補助等の充実（→国による税財源措置の充実が必要）

◆地域の政策要請に基づく地方レベルの施策として

- ・ 地域の人材ニーズを踏まえた教育活動の促進、地元企業への就職等の支援
- ・ 高等課程の生徒に対する奨学金等の充実（→国による税財源措置の充実が必要）

専修学校振興のための財政措置の在り方等に関する 調査研究の実施について

平成22年7月2日
生涯学習政策局長決定

1 趣 旨

平成18年に改正された教育基本法では、教育の目標として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を育成すること」が定められたところであり、我が国における中核的な職業教育機関として発展してきた専修学校の役割は、今後、一層大きくなるものと考えられる。

とりわけ近年においては、グローバルな規模での人材競争が激しさを増す中にあって、我が国経済社会の発展のためにも、様々な分野に厚みのある人材層を形成していくことの必要性がより強く認識されるようになっており、雇用・成長戦略をはじめとした国家レベルの政策を推進する上でも、専修学校における職業教育機能の充実を図ることがますます重要となっている。

一方、政府においては、地域主権立国の推進を目指し、地方にできることは地方にゆだねる観点から、国の事業の全般的な見直しを進めることとしている。

以上を踏まえ、専修学校振興のための財政措置の在り方等について、国・地方の役割の明確化などの観点から検討を行い、今後の専修学校関係施策の効率的・効果的な展開に資することとする。

2 検討事項

上記の趣旨に鑑み、専修学校振興のための財政措置の在り方等に関する以下の課題について、専修学校教育の特性を踏まえつつ、国と地方それぞれの役割を明確化する等の観点から検討を行う。

- (1) 専修学校振興に関する公費助成の根拠及び施策ニーズの所在について
- (2) 専修学校振興のための機関助成及び個人助成の在り方について
- (3) 後期中等教育、高等教育等の各学校段階ごとの財政措置の在り方について
- (4) その他

3 実施方法

別紙の有識者等の協力を得て調査研究を行う。なお、必要に応じ、その他の関係者の協力を求めるものとする。

4 その他

調査研究の庶務は、生涯学習推進課専修学校教育振興室において処理する。

専修学校振興のための財政措置の在り方等に関する調査研究協力者

※ 敬称略、五十音順

青山 伸悦 日本商工会議所理事・産業政策第一部長

五十嵐 孝雄 福島県総務部文書管財総室私学法人課長

小林 雅之 東京大学総合教育研究センター教授

今野 雅裕 政策研究大学院大学教授・学長特任補佐

清水 信一 武藏野東技能高等専修学校校長・全国高等専修学校協会副会長

末 富 芳 日本大学文理学部准教授

橋木 俊詔 同志社大学経済学部教授

利 川 智 富山県経営管理部文書学術課長

中 村 徹 学校法人中村学園副理事長・全国専修学校各種学校総連合会副会長

濱田 良廣 東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課長

室井 俊一 大阪府府民文化部私学・大学課長

吉本 圭一 九州大学大学院人間環境学研究院主幹教授

以上 12名